

○八千代市総合グラウンドの設置及び管理に関する条例施行規則

平成31年3月28日

教委規則第7号

改正 令和4年3月28日教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、八千代市総合グラウンドの設置及び管理に関する条例（平成25年八千代市条例第22号。以下「条例」という。）第22条の規定により、八千代市総合グラウンド（以下「総合グラウンド」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第7条の規則で定める申請書は、八千代市総合グラウンド指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。

2 条例第7条第2号の八千代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める書面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書面
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書面
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書面
- (5) 総合グラウンドの管理に係る収支予算書
- (6) その他教育委員会が必要と認める書面

(指定等の通知)

第3条 教育委員会は、条例第8条の規定による指定をしたときは、八千代市総合グラウンド指定管理者指定通知書（第2号様式）により指定されたものに通知するものとする。

2 教育委員会は、条例第8条の規定による指定をしなかったときは、八千代市総合グラウンド指定管理者不指定通知書（第3号様式）により指定されなかったものに通知するものとする。

(利用の申請)

第4条 条例第12条第1項の規定により総合グラウンドの利用の許可を受けようとする者は、八千代市総合グラウンド利用許可申請書（第4号様式）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、総合グラウンドを個人で利用するときは、この限りでない。

2 前項に規定する申請書の提出は、利用しようとする日の属する月の3か月前の月の初日（この日が休業日に当たるときは、その翌日以後の最初の休業日でない日）から利用しようとする日までに行わなければならない。ただし、市内の小学校、中学校、義務教育学校又は体育団体が競技会に利用するときその他指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

（令4教委規則4・一部改正）

（利用の許可）

第5条 指定管理者は、前条第1項の規定による申請を許可したときは、八千代市総合グラウンド利用許可書（第5号様式。以下「利用許可書」という。）を当該申請をした者に交付するものとする。

2 指定管理者は、総合グラウンドを個人で利用することを許可したときは、八千代市総合グラウンド個人利用券（第6号様式。以下「個人利用券」という。）を当該個人で利用する者に交付するものとする。

（利用の取消し）

第6条 前条第1項の規定により利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）がその利用の取消しをしようとするときは、八千代市総合グラウンド利用取消申請書（第7号様式）を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

（使用料の納入）

第7条 使用料は、利用許可書又は個人利用券の交付を受けるときに納入するものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

（使用料の減免）

第8条 条例第18条の規定により市長が特に必要があると認める場合は、次に掲げるとおりとし、その使用料の全部を免除するものとする。

(1) 市が主催し、又は共催する事業若しくは行事で利用する場合

(2) 公益を増進すると認められる場合

2 使用料の免除を受けようとする者は、八千代市総合グラウンド使用料免除申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、八千代市総合グラウンド使用料免除通知書（第9号様式）を当該申請をした者に交付するものとする。

（使用料の還付）

第9条 条例第19条ただし書の規定により市長が使用料の還付をすることができるときは

次の各号に掲げる場合とし、還付する使用料の額は当該各号に定める額とする。

- (1) 利用者の責めに帰することができない事由により利用できなかった場合 使用料の全額
- (2) 利用する日の14日前までに利用の取消しを申請した場合 使用料に100分の80を乗じて得た額
- (3) 利用する日の7日前までに利用の取消しを申請した場合 使用料に100分の60を乗じて得た額

2 使用料の還付を受けようとする者は、八千代市総合グラウンド使用料還付申請書（第10号様式）に使用料を納入したことを証する書面を添えて市長に提出しなければならない。

（利用者の遵守事項）

第10条 利用者は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可された目的以外の目的で使用しないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食若しくは喫煙をし、又は火気を使用しないこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 許可を受けずに物品の販売、寄付の募集又はこれらに類する行為をしないこと。
- (5) その他管理上支障のある行為をしないこと。

（教育委員会が管理する場合の特例）

第11条 条例第21条第1項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行う場合であって、当該業務に次の各号に掲げる業務のいずれかが含まれるときにおいては、当該業務に係る第4条から第6条までの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「教育委員会」とする。

- (1) 第4条第1項に規定する申請書の受付
- (2) 利用許可書の交付
- (3) 個人利用券の交付
- (4) 第6条に規定する申請書の受付及び利用の取消しの承認

2 条例第21条第1項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行う場合であって、当該業務に前項第1号に掲げる業務が含まれているときにおいては、教育委員会が当該業務を行うこととなった日において現に第4条第1項の規定により指定管理者に対して行っている申請は、当該日以後においては、前項の規定により読み替えて適用する第4条第1項の規定により教育委員会に対して行っている申請とみなす。

- 3 条例第21条第1項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行った後、指定管理者が当該業務を行うこととなった場合においては、指定管理者が当該業務を行うこととなった日において現に第1項の規定により読み替えて適用する第4条第1項の規定により教育委員会に対して行っている申請は、当該日以後においては、同項の規定により指定管理者に対して行っている申請とみなす。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に八千代市総合グラウンドの設置及び管理に関する条例施行規則(平成26年八千代市規則第1号)の規定に基づいて行われた手続その他の行為は、この規則の相当規定に基づいて行われた手続その他の行為とみなす。

附 則 (令和4年教委規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式用の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

第1号様式（第2条第1項）

八千代市総合グラウンド指定管理者指定申請書

年 月 日

（宛先） 八千代市教育委員会

所在地

団体名

申請者 代表者氏名 ㊟

担当者名

電話番号

八千代市総合グラウンドの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

添付書類

第2号様式（第3条第1項）

八千代市総合グラウンド指定管理者指定通知書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代市教育委員会



八千代市総合グラウンドの指定管理者に指定したので、通知します。

指定の期間 年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式（第3条第2項）

八千代市総合グラウンド指定管理者不指定通知書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代市教育委員会



八千代市総合グラウンドの指定管理者の指定については、次の理由により指定しませんので、通知します。

理由

（教示）

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八千代市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八千代市を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第4号様式（第4条第1項）

八千代市総合グラウンド利用許可申請書

年 月 日

（宛先）

住 所
申請者 団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

次のとおり八千代市総合グラウンドの利用を申請します。

利用目的							
利用日時	年 月 日 午前・午後 時から						
	年 月 日 午前・午後 時まで						
利用施設	<input type="checkbox"/> トラック <input type="checkbox"/> フィールド（全面・半面） <input type="checkbox"/> 会議室						
利用設備	<input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 照明灯（全部・半分）						
利用予定 人 数	小学生	中学生	高校生	大学生	一 般	その他	合 計
観 覧 者	無 ・ 有 （ 人）						
利用責任者	氏名			電 話			
使用器具							
使用区分	<input type="checkbox"/> アマチュア・スポーツ及びレクリエーション <input type="checkbox"/> アマチュア・スポーツ及びレクリエーション以外						
入場料等	<input type="checkbox"/> 徴収する <input type="checkbox"/> 徴収しない						

以下は、アマチュア・スポーツ及びレクリエーション以外に使用する
場合のみ記入してください。

営利目的の有無	有 ・ 無
---------	-------

以下は、記入しないでください。

受付年月日	年 月 日	使用料 円
許可年月日	年 月 日	
許可番号	No.	
備 考		

第5号様式（第5条第1項）

八千代市総合グラウンド利用許可書

年 月 日

様

㊟

次のとおり八千代市総合グラウンドの利用を許可します。

利用目的							
利用日時	年 月 日 午前・午後 時から		年 月 日 午前・午後 時まで				
利用施設	<input type="checkbox"/> トラック <input type="checkbox"/> フィールド（全面・半面） <input type="checkbox"/> 会議室						
利用設備	<input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 照明灯（全部・半分）						
利用予定 人数	小学生	中学生	高校生	大学生	一般	その他	合計
観覧者	無・有（ 人）						
利用責任者	氏名			電話			
使用器具							
使用区分	<input type="checkbox"/> アマチュア・スポーツ及びレクリエーション <input type="checkbox"/> アマチュア・スポーツ及びレクリエーション以外						
入場料等	<input type="checkbox"/> 徴収する <input type="checkbox"/> 徴収しない						

営利目的の有無	有 ・ 無
---------	-------

受付年月日	年 月 日	使用料 円
許可年月日	年 月 日	
許可番号	No. _____	
備考		

第7号様式（第6条）

八千代市総合グラウンド利用取消申請書

年 月 日

（宛先）

住 所
申請者 団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

次のとおり八千代市総合グラウンドの利用の取消しを申請します。

利用施設及び 利用設備	利 用 日	利 用 時 間
<input type="checkbox"/> トラック	年 月 日（ ）	時 分 ～ 時 分
<input type="checkbox"/> フィールド	年 月 日（ ）	時 分 ～ 時 分
<input type="checkbox"/> 会議室	年 月 日（ ）	時 分 ～ 時 分
<input type="checkbox"/> 放送設備	年 月 日（ ）	時 分 ～ 時 分
<input type="checkbox"/> 照明灯	年 月 日（ ）	時 分 ～ 時 分
利 用 目 的	（行事名・内容）	
許可年月日及 許可番号	年 月 日 No.	
理 由		
備 考		

注 利用許可書を添付してください。

第 8 号様式（第 8 条第 2 項）

八千代市総合グラウンド使用料免除申請書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住 所
申請者 団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

次のとおり八千代市総合グラウンドの使用料の免除を申請します。

利用施設及び 利 用 設 備	<input type="checkbox"/> トラック <input type="checkbox"/> フィールド <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 照明灯
利 用 日	年 月 日 ()
利 用 目 的	(行事名・内容)
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 No.
使 用 料	円
免除を受けようと す る 理 由	
備 考	

注 利用許可書の写しを添付してください。

第9号様式（第8条第3項）

八千代市総合グラウンド使用料免除通知書

年 月 日

様

八千代市長



次のとおり八千代市総合グラウンドの使用料を免除します。

利用施設及び 利用設備	<input type="checkbox"/> トラック <input type="checkbox"/> フィールド <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 照明灯
利用日	年 月 日 ()
利用目的	(行事名・内容)
許可年月日 及び許可番号	年 月 日 No.
使用料	円
免除を受けよう とする理由	
備考	

第10号様式（第9条第2項）

八千代市総合グラウンド使用料還付申請書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住 所

申請者 団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

次のとおり八千代市総合グラウンドの使用料の還付を申請します。

利用施設及び 利用設備	<input type="checkbox"/> トラック <input type="checkbox"/> フィールド <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 照明灯
利 用 日	年 月 日 ()
利 用 目 的	(行事名・内容)
許 可 年 月 日 及び許可番号	年 月 日 No.
既 納 使 用 料	円
還付を受けよう とする額	
還付を受けよう とする理由	
備 考	

注 使用料の領収証を添付してください。

第1号様式 (第2条第1項)

第2号様式 (第3条第1項)

第3号様式 (第3条第2項)

第4号様式 (第4条第1項)

第5号様式 (第5条第1項)

第6号様式 (第5条第2項)

第7号様式 (第6条)

第8号様式 (第8条第2項)

第9号様式 (第8条第3項)

第10号様式 (第9条第2項)